



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 797 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
 - 798 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾空港振興課)
- 公安委員会告示
 - 34 遊泳区域の指定
- 公告
 - 所在不明者に対する保安林予定森林に関する通知の掲示 (森林整備課)

告 示

和歌山県告示第797号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年8月11日まで縦覧に供する。

平成21年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年6月11日
- 2 名称
特定非営利活動法人NPOラブリイ工房
- 3 代表者の氏名
加味根生巳
- 4 主たる事務所の所在地
東牟婁郡那智勝浦町大字天満158番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は新宮市、東牟婁郡及びその隣接する市町村の在宅で介護が必要な高齢者、障害者及びその家族に対し、地域に密着した心のこもった相互扶助のシステムづくり及び介護サービスの提供を行い、子供、高齢者、障害者を含む全ての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりと社会福祉の増進に寄与する活動を目的とする。

和歌山県告示第798号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があ

ったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、東牟婁振興局串本建設部及び串本町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成21年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地
- (2) 名称 串本町
- (3) 代表者住所 和歌山県東牟婁郡串本町串本1023
- (4) 代表者氏名 串本町長 田嶋勝正

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡串本町古座1025番地3の土地に接する官有地(国道)の地先公有水面

(2) 区域

古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)を基点とし、①の地点から②の地点を結ぶ平成19年3月の春分の満潮位(D.L.+2.13mにより決定)における公有水面と陸地との境界線と次の各地点を順次結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 和歌山県東牟婁郡串本町 古座川口灯台
(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)から91度50分36秒 510.26mの地点
- ②の地点 ①の地点から106度27分13秒 41.07mの地点
- ③の地点 ②の地点から109度00分34秒 25.37mの地点
- ④の地点 ③の地点から106度06分12秒 20.00mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から105度05分42秒 20.00mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から103度44分06秒 20.01mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から107度28分30秒 20.01mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から106度17分42秒 20.00mの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から108度13分50秒 20.02mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から165度28分03秒 39.49mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から50度02分34秒 35.63mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から84度17分18秒 21.51mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から152度07分13秒 28.91mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から195度53分39秒 34.96mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から285度53分39秒 30.00mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から195度53分39秒 25.02mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から285度53分39秒 175.50mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から324度15分49秒 39.00mの地点

(3) 面積

17,286.38㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡串本町古座1025番地3の土地に接する官有地(国道)の地先公有水面

(2) 区域

古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)を基点とし、次の各地点を順次結んだ線及びホの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

イの地点 和歌山県東牟婁郡串本町古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)から112度51分03秒 462.08mの地点

ロの地点 イの地点から15度53分39秒 177.52mの地点

ハの地点 ロの地点から102度13分45秒 36.38mの地点

ニの地点 ハの地点から105度37分01秒 316.40mの地点

ホの地点 ニの地点から195度53分39秒 181.38mの地点

(3) 面積

63,632.46㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成21年5月1日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第34号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成21年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太(北丁)地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年6月30日から同年8月31日まで
浪早ビーチ海水浴場	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年7月1日から同年8月31日まで
浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年7月1日から同年8月31日まで
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原(字山谷)地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

橋杭海水浴場	東牟婁郡 串本町 野川	東牟婁郡串本町 野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
里野海水浴場	西牟婁郡 すさみ町 里野	西牟婁郡すさみ町 里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
すさみ海水浴場	西牟婁郡 すさみ町 周参見	西牟婁郡すさみ町 周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
玉の浦海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町 大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年7月1日から同年8月24日まで
宇久井海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町 大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
湯川海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字二河	東牟婁郡那智勝浦町 大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
那智海水浴場	東牟婁郡 那智勝浦町 大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町 大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
三輪崎海水浴場	新宮市 三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年7月4日から同年8月31日まで
くじら浜海水浴場	東牟婁郡 太地町 大字太地	東牟婁郡太地町 大字太地(字東大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年7月10日から同年8月23日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡 白浜町	西牟婁郡白浜町(崎ノ北)地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委	平成21年7月18日から同年8月31日まで

		員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	
江津良海水浴場	西牟婁郡 白浜町	西牟婁郡白浜町(江津良)地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
椿海水浴場	西牟婁郡 白浜町 椿	西牟婁郡白浜町 椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

公 告

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定による保安林予定森林に関する通知については、その森林に関し登記した権利を有する者又はその所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成21年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 掲示場所及び所在の不分明な者の氏名
田辺市役所 株式会社丙申銀行、脇村治平及び廣瀬モト
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定をする予定であるので、森林法第30条の規定により、通知する。
(2) 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年和歌山県告示第468号による。